

事業事前評価表（開発計画調査型技術協力）

作成日：2016年 12月 28日

担当部署：産業開発・公共政策部

民間セクターグループ第一チーム

1. 案件名
国名：バングラデシュ人民共和国 案件名：投資促進・産業競争力強化プロジェクト Project for Promoting Investment and Enhancing Industrial Competitiveness
2. 協力概要
(1) 事業の目的 本事業は、バングラデシュにおいて、ビジネス環境整備、投資促進に資する経済特区開発促進、及び産業振興にかかる各種施策の立案・実施及び実施体制の強化により、外国直接投資と国内産業の連関の強化を図り、もってバングラデシュ国内の産業の多角化及び高度化に寄与する。
(2) 調査期間 2017年4月～2022年3月を予定（計60ヶ月）
(3) 総調査費用 16.13億円
(4) 協力相手先機関 首相府（以下、「PMO」という。）、投資開発庁（以下、「BIDA」という。）、バングラデシュ経済特区庁（以下、「BEZA」という。）、産業省（以下、「MOI」という。）、バングラデシュ産業技術支援センター（以下、「BITAC」という。）、中小企業財団（以下、「SMEF」という。）
(5) 計画の対象（対象分野、対象規模等） 1) 対象分野：民間セクター開発（ビジネス環境整備、投資促進、産業振興） なお、成果3に関してはライトエンジニアリング産業及びプラスチック産業を対象とする。 2) 対象地域：ダッカ及びバングラデシュ全域 3) 裨益者：バングラデシュ政府ビジネス環境整備・投資促進・産業振興施策立案・実施関係者、バングラデシュ国内民間企業・団体
3. 協力の必要性・位置付け
(1) 現状及び問題点 バングラデシュ人民共和国（以下、「バングラデシュ」という。）は、過去10年間に渡り、GDP成長率平均6%を超える高成長を維持している。バングラデシュの経済成長は輸出の約8割を占める縫製業とGDP比約10%を占める海外労働者送金に支えられているが、縫製業については低賃金による競争力の維持が前提となっていること、また原材料の輸入先や製品の主要輸出市場、海外労働者の出稼ぎ先の景気動向に左右されやすい脆弱性を抱えている。 同国の最上位の開発計画である「Outline Perspective Plan of Bangladesh 2010-2021」（以下、「Vision 2021」という。）では、2021年における中所得国化を国家目標としている ¹ 。当

¹ バングラデシュ政府は「Vision2021」において、2021年までに一人当たりの年間国民収入（Gross National Income per capita（以下、「GNI」という。）を2,000ドルに引き上げることにより、中所得国の地位を達成することを目標として掲げている。2015年の一人当たりのGNIは1,314ドルに達してい

該目標を実現するためには、今後年平均 8%程度の経済成長を実現する必要があり、持続的な経済成長を維持するため、縫製品の輸出と出稼ぎ労働者からの送金に依存する現状の経済構造から脱却し、外国投資促進を通じて産業多角化を実現するとともに、輸出競争力のある産業を育成する必要がある。

同国への外国直接投資（以下、「FDI」という。）は 2001 年の 3.5 億ドルから 2015 年の 16 億ドルと大幅に増加しているものの、対 GDP 比では 1%弱と、周辺国と比べて低い水準に留まっている²。同国の産業構造としては、GDP の約半分をサービス産業が占める一方、製造業は 17.8%³に留まっており、「第 7 次 5 カ年計画」（2016 年～2020 年）では 2021 年までに 25.1% とすることを目指している。

FDI の促進に向け、バングラデシュ政府はこれまで輸出加工区（以下、「EPZ」という。）を整備することにより、輸出加工型産業を積極的に受け入れてきた。これらの産業は同国の GDP と輸出の増大に大きく貢献している一方、EPZ 外の国内産業との連関が少なく、FDI を活用した国内産業の発展や産業高度化への波及効果が期待できない状況にあった。そのため、バングラデシュ政府は FDI と国内産業の連関を強化し産業の多様化を図ること、低開発地域の経済発展を促進すること、そのために産業クラスターの形成や地域経済開発を目指すことを目的に、経済特区（以下、「EZ」という。）開発を決定し、2010 年 8 月に経済特区法の制定、2011 年 11 月に BEZA を設置し、EZ 開発を推進している。現在実施中の「経済特区開発調査および BEZA 能力向上プロジェクト」においては短期的 EZ 開発基本計画の策定等を行っており、今後 EZ の運用に向けて各種許認可等にかかるワンストップサービス（以下、「OSS」という。）提供機能の強化等を図る必要がある。

その他のビジネス環境に関しては、各種関税⁴や許認可取得手続きの複雑さ等に代表される様々なビジネス阻害要因が存在しており、FDI 誘致の妨げとなっている。

産業振興に関しては、「国家産業政策 2016」（2016 年～2020 年）において産業多様化を担う有望産業として、農業/食品加工・農業機械、縫製、IT、製薬、皮革、ライトエンジニアリング等を掲げているが、各種製造業の競争力強化のための基盤強化、及び雇用機会の確保のため、主に中小企業が担うライトエンジニアリング産業⁵及びプラスチック産業等の裾野産業の育成が急務となっている。

これらの状況を踏まえ、本事業では、ビジネス環境整備、経済特区開発を通じた投資促進、産業振興に係るバングラデシュ政府の取組みを一体的に支援し、一貫性のある各種政策・施策策定に反映していくことにより、持続的な経済成長の実現に資するものである。

（2） 相手国政府国家政策上の位置づけ

バングラデシュ政府は最上位の開発計画である「Vision 2021」において、2021 年までに中所得国入りすることを目指している。「Vision 2021」の開発理念を具体化した「第 7 次 5 カ年計画」（2016 年～2020 年）においては、同計画期間の平均 GDP 成長率を 7.4%と設定し、GDP に占める製造業の割合の拡大、FDI の増加、経済特区周辺のインフラ整備等を施策として掲げている。また、「国家産業政策 2016」（2016 年～2020 年）においては、輸入代替産業、輸出産業の振興、産業多角化、FDI 誘致促進等について盛り込まれており、最優先業種としてライトエンジニアリング産業、優先業種としてプラスチック産業が明記されている。本事業は上記計

る。

² ジェトロ作成資料によると、中国 3.4%、ベトナム 6.3%、タイ 2.6%、インド 1.9%。

³ 第 7 次 5 カ年計画に記載されている 2015 年実績。サービス産業は 56.4%を占める。

⁴ ジェトロ作成資料によると、輸入の際に、一般関税、調整税、補足税、付加価値税、前払い所得税、前払い貿易付加価値税が課される。特に補足税に関しては 20%～500%と高率になっている。

⁵ バングラデシュ政府は Light Engineering Sector の定義を明確に定めていないようであるが、BOI は Light Engineering Sector について下記のとおり説明している。「There is no specific definition of the sector; however, the generally accepted form of light engineering is an engineering enterprise that reshapes or resizes metal, steel or such raw materials into metal products. The product may be industrial machineries, spare parts, agro machineries or electronic items.」

画や政策に沿って実施されるものである。

(3) 他国機関の関連事業との整合性

世界銀行は、BEZAによるEZ開発に対する支援として、2011年8月より民間セクター開発支援プロジェクトを実施している。またEUは2012年より2016年末までの予定で中小企業振興のためのIntegrated Support to Poverty and Inequality Reduction through Enterprise Development (INSPIRED)プロジェクトを実施し、その取り組みの一つとしてMOI及びSMEFへの能力強化支援を行っている。

(4) 我が国援助政策との関連、JICA国別分析ペーパー上の位置づけ

我が国の対バングラデシュ国別援助方針(2012年6月)及びJICA国別分析ペーパー(2014年5月)では、二つの重点分野が定められており、そのうちの「中所得国化に向けた、全国民が受益可能な経済成長の加速化」の協力プログラムとして「民間セクター開発プログラム」が位置付けられている。同プログラムの具体的な支援方針として、投資環境の改善及び産業多角化の促進、産業人材育成支援、中小企業振興支援、日本企業のバングラデシュ進出支援等が挙げられており、本事業はこれらの方針及び分析に合致する。

JICAの投資促進分野における協力として、「投資環境整備アドバイザー」(2012年～2017年)、「経済特区開発調査およびBEZA能力向上プロジェクト」(2015年1月～2017年3月)、「外国直接投資促進事業」(有償資金協力、2015年12月円借款契約調印)、を実施中。また産業振興分野における協力として、「産業政策アドバイザー」(2013年～2016年)を産業省へ派遣しており、「中小企業振興金融事業」(有償資金協力、2011年～2016年)実施済み。

4. 協力の枠組み

(1) 調査項目

- 0) - 1. 事業調整委員会 (Project Coordination Committee: PCC) を設置する
- 0) - 2. 事業実施・モニタリングにかかる全体調整を行う

- 1) - 1. 事業実施委員会 1 (Project Implementation Committee 1: PIC1) 及び事業実施ユニット (Project Implementation Unit 1: PIU1) を設置する
- 1) - 2. 投資促進と産業振興にかかる政策協調を推進する
- 1) - 3. ビジネス環境にかかる現状分析を行い、関係省庁等と協働し、ビジネス環境を阻害する各種要因への対処方針・アクションプランの検討及び各種施策実施のモニタリング支援を行う
- 1) - 4. 投資関連手続きにかかる投資家向けポータルサイトの開発等、投資促進支援サービスの強化を支援する
- 1) - 5. ビジネス環境整備及び投資促進にかかるBIDA職員の能力強化を支援する
- 1) - 6. バングラデシュ企業と外国企業との連携促進を支援する

- 2) - 1. 事業実施委員会 2 (Project Implementation Committee 2: PIC2) 及び事業実施ユニット (Project Implementation Unit 2: PIU2) を設置する
- 2) - 2. 経済特区におけるOSSの機能強化を支援する(主要許認可に関するOSS内容の検討、各省調整、法制化)
- 2) - 3. 経済特区開発・運営管理に関するBEZA職員及び関連省庁職員の能力強化を支援する
- 2) - 4. EZ開発に関する既存の法律や制度の見直し及び改善を支援する
- 2) - 5. 経済特区入居企業とバングラデシュ企業との連携促進を支援する

- 3) - 1. 事業実施委員会 3 (Project Implementation Committee 3: PIC3) 及び事業実施ユニット (Project Implementation Unit 3: PIU3) を設置する

- 3) - 2. 対象セクター（ライトエンジニアリング産業及びプラスチック産業）の現状調査、課題分析、ニーズ把握を行う
- 3) - 3. 上記調査結果に基づく対象セクター振興のためのロードマップ及びアクションプラン策定を支援する
- 3) - 4. 上記ロードマップ及びアクションプランに基づく各 C/P 機関の役割の明確化及びビジネスディベロップメントサービス（以下、「BDS」という。）提供体制の確立支援を行う
- 3) - 5. 各種研修等を通じた各 C/P 機関の BDS 提供機能能力強化を支援する
- 3) - 6. バングラデシュ企業と経済特区入居企業等外国企業との連携促進を支援する
- 3) - 7. 次期政策立案における上記活動の成果・教訓の活用を図る

(2) アウトプット（成果）

- 1) ビジネス環境整備、投資促進、産業振興にかかる各種政策・施策が実施・検証され、その成果・教訓が次期政策・施策に反映される。
- 2) 投資促進に資する経済特区開発が促進され、経済特区の運営体制が強化される。
- 3) 対象セクター振興のためのロードマップ及びアクションプランが作成され、当該ロードマップ及びアクションプランに基づく施策立案、施策実施に関する機能・体制が強化される。

(3) インプット（投入）：以下の投入による調査の実施

(a) コンサルタント

- 総括
- 業務調整
- ビジネス環境整備／産業競争力強化
- 組織運営／人材育成
- 経済特区開発／投資促進
- ワンストップサービス整備（投資許可・モニタリング、法務、環境、建築、輸出入、税関、税務、物流、IT、各種許認可手続き）
- 経済特区運営にかかる人材育成
- 広報／外資・国内企業間連携促進
- 産業振興
- 生産技術／機器維持管理 1
- 生産技術／機器維持管理 2
- 品質管理／5S・カイゼン
- 経営管理
- 組織運営／人材育成
- BDS 機能強化
- 国内・外資企業間連携促進

計 332.0M/M

(b) その他 研修員受入れ、第三国視察

- PMO、BIDA、BEZA、MOI、BITAC、SMEF 幹部職員を対象とした本邦研修の実施
- PMO、BIDA、BEZA、MOI、BITAC、SMEF 職員を主な対象とした第三国研修の実施（他国の EZ、OSS、BDS などの実例の視察）

5. 協力終了後、提案計画により達成が期待される目標

- ビジネス環境整備、投資促進、産業振興にかかる各種政策・施策が立案・実施・継続される。
- 投資促進に資する経済特区開発が促進され、経済特区の運営体制が強化される。

<p>6. 外部要因</p>
<p>(1) 協力相手国内の事情 現行の開発計画や産業政策に基づく諸施策や方針、組織体制などが基本的に維持される。また、政権交代や政情不安等に伴ってプロジェクト実施に大きく不利となるような変更が加えられない。</p> <p>(2) 治安情勢 2016年7月に発生したダッカテロ襲撃事件以降、一定の安全対策措置がとられているところであるが、プロジェクトの進捗に影響を与えるような治安情勢の悪化は見られない。</p> <p>(3) 関連プロジェクトの遅れ 特になし。</p>
<p>7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮</p>
<p>本事業の中で実施する各種調査や施策策定のプロセスにおいて、貧困層に対する影響につき、所得向上や雇用創出に対する波及効果に十分配慮した上で、個々の施策案を作成する。</p>
<p>8. 過去の類似案件からの教訓の活用</p>
<p>① カンボジア「カンボジア開発評議会投資関連サービス向上プロジェクト」(2011年3月～2013年2月)では、行政サービスの強化にあたっては、サービス利用者に実際に接して利用者の声を聞くことがC/Pメンバーのモチベーションを高めるうえで重要な役割を果たしたこと、また他国の取り組みからモデルとなるベスト・プラクティスを選定し、ベンチマーキングを行うことがC/Pメンバーの理解を深めるうえで効果があったことが指摘されている。本案件においては、ビジネス環境整備やOSSの整備においてサービス利用者の視点に立った運用体制構築を図るとともに近隣諸国への第三国研修を通じてC/Pの理解増進を図ることとする。</p> <p>② ベトナム「中小企業支援機能強化プロジェクト」(2011年8月～2014年8月)では、政策策定については初期段階からサポートすることが重要であること、また事業実施にあたっては、政策策定部分に注力するのではなく施策実施支援を組み合わせ、施策実施支援の結果を政策策定プロセスにインプット出来る形で整理することが望ましいことが指摘されている。本事業においては各政策の策定スケジュールを十分に確認し適切なタイミングでのインプットを図ること、また実際の施策実施の具体化のプロセスを支援し、当該支援を通じて得られた成果・課題を、政策実施ツールの更なる検討及び次期政策の立案支援に活かしていく枠組みとする。</p>
<p>9. 今後の評価計画</p>
<p>(1) 事後評価に用いる指標 (提案計画の活用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 策定された計画、戦略、ロードマップ等の実際の政策、施策への反映状況 (件数及び内容) - 投資促進への波及効果 (経済特区入居企業数、投資額など) - BDS提供体制の強化状況 (支援企業数、企業間及び関連機関との連携促進状況など) <p>(2) 上記(1)を評価する方法および時期 事業終了3年後 事後評価</p>